

旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人夫婦について、避難先での通院の必要性や、平成27年12月に申立人子が出生したこと等を踏まえ、避難を継続すべき特段の事情があるとして、平成28年3月分までの生活費増加分が賠償されると共に、原発事故当時は同区域内に勤務していたが、事故後に解雇された申立人妻の就労不能損害について、長年勤務していた事故前勤務先であれば、通院しながら勤務することも可能と考えられること等を踏まえて、平成27年4月分から平成28年3月分まで、原発事故の影響割合を2割として賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2及び同X3（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲及び金額

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

1 申立人X1

(1) 避難費用（生活費増加費用）

（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）

金4万4400円

(2) 避難費用（避難先家賃）

（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）

金93万1296円

2 申立人X2

就労不能損害

（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）

金56万2539円

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第1項所定の損害項目及び期間に対する和解金として、金153万8235円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

第5 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（あるいは記名）押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成29年9月21日

（仲介委員 戸嶋洋一）